

町主催行事・施設使用等の使用にあたって、必要な基本的感染防止対策の条件

町主催行事等実施・施設使用等の基本条件

感染拡大の第2波にも警戒するため、基本的な感染防止対策を継続することを条件とする。

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の回避の徹底
- ② 大声での発声、歌唱や声援、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ 適切な感染防止対策（マスクの着用、手指消毒設備の設置、室内の換気、入場者の制限等）を講じること
- ④ 出席者（参加者）の特定ができること
- ⑤ 座席等の一定距離が確保できること
- ⑥ 長時間の会食を伴わないこと（宴席、大皿を取り分けるビュッフェ形式の禁止）

※当面の間は大規模イベントについては引き続き、中止、延期または規模縮小等の検討を要する。

町施設使用条件

必要な基本的感染防止条件を満たし、少人数での使用を原則とする。ただし、次の条件も満たしたものとする。

少人数（屋内：100人以下、かつ施設収容定員の半分以下

屋外：200人以下かつ人と人の距離をできるだけ2m（少なくとも1m確保）できること

※但し、学校園施設については教育委員会の運営方針等の決定事項による。

その他 上記の要件を元に開催の判断については奈良県対処方針も参考に合理的な判断をすること
共催の場合は主催者と上記指針等を参考に協議し、判断すること